



島根県報

平成20年 5月13日 (火)

第 1,982 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

地方税の収納事務の委託	(税 務 課)	1
平成20年度第2次自衛官募集	(消 防 防 災 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託の解除	(青 少 年 家 庭 課)	3
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	(")	4
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障 害 者 福 祉 課)	4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	4
土地改良区の役員の就任	(")	5
土地改良区の定款変更の認可	(")	6
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出(2件)	(")	6
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	7
保安林予定森林(2件)	(")	7
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	8
道路の位置の指定	(建 築 住 宅 課)	8
島根県収入証紙の売りさばき人の指定	(審 査 課)	9

公 告

平成20年度危険物取扱者保安講習の実施	(消 防 防 災 課)	9
---------------------	-------------	---

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体	11
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	11
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	13
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体	14

正 誤

平成20年 5月 2日付け島根県報号外第77号中	(監 査 委 員 事 務 局)	14
--------------------------	-----------------	----

告

示

島根県告示第416号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成20年 5月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 委託した収納事務
島根県税（自動車税に限る。以下同じ。）
- 2 委託した者の名称等

委託した者の所在地及び名称	委託した事務の内容	委託の開始年月日
東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	収納金及び収納情報の取りまとめ、県が指定する金融機関への収納金払込み及び県への収納情報の送付	平成20年4月1日
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン・イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 株式会社デリーヤマザキ	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
東京都港区六本木一丁目8番7号 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
群馬県前橋市亀里町900番地 株式会社セーブオン	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日

島根県告示第417号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成20年度第2次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成20年5月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 採用する自衛官
男性のみ 2等陸士・2等海士・2等空士 若干名
- 2 募集期間

平成20年 5月13日(火) から平成20年 6月 2日(月) まで

3 試験期日

平成20年 6月 7日(土)

4 試験場の位置及び名称

出雲市松寄下町1142 - 1 (電話0853 (21) 1045)

陸上自衛隊出雲駐屯地

5 採用予定日

平成20年 7月下旬から 8月下旬

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1日現在18歳以上27歳未満の男性

(2) 試験科目

ア 筆記試験(国語・数学・社会・作文)

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部(松江市学園 1丁目 1 - 14 電話0852 (21) 0015) に連絡すること。

島根県告示第418号

介護保険法(平成 9年法律第123号)第41条第 1項及び第53条第 1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1号及び第115条の 9第 1号の規定により告示する。

平成20年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ふくちゃん	訪問介護	ヘルパーステーション	浜田市清水町53番地11	平成20年 5月 1日
	介護予防訪問介護	ふくちゃんの家		
特定非営利活動法人 ファミリーサポートホ-ム 金太郎の家	訪問介護	デイサービス 金太郎の	簸川郡斐川町学頭1463番地10	平成20年 5月 1日
	介護予防訪問介護	家		

島根県告示第419号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第 1項及び第165条の 3第 1項の規定により、東京都渋谷区神宮前 5丁目53番 1号社会福祉法人日本保育協会に委託していた保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務については、平成20年 3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第31条の 3第 2項及び第56条の 2第 2項の規定により告示する。

平成20年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第420号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成20年4月1日から東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成20年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第421号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成20年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
小林薬局藤ヶ瀬店	仁多郡奥出雲町横田1193番地32	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年5月1日
株式会社服部薬局出雲支店	出雲市大塚町745番地2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年5月1日
訪問看護ステーションあゆみ	松江市上乃木2-27-21	精神通院医療	平成20年5月1日
特定非営利活動法人訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町2791番地1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年5月1日

島根県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 板垣 亨 松江市西忌部町960番地
- 坂本 悦朗 松江市乃木福富町552番地
- 石川 修一 松江市大草町536番地2
- 持田 好弘 松江市東津田町1721番地
- 廣江 峻 松江市八幡町748番地1
- 山本 弘夫 松江市菅田町51番地
- 小草 通男 松江市坂本町227番地

津森 己利 松江市長海町549番地
野津 公男 松江市大井町626番地
加藤 滋夫 松江市上大野町600番地
小林 節夫 松江市秋鹿町3382番地
藤田 恭一 松江市古志町331番地 1
福田 安信 松江市下佐陀町590番地
小林 勇夫 松江市黒田町138番地
伊藤 忠志 松江市南平台26番15号

監事

福島 祥二 松江市東忌部町1279番地
宮本 忠和 松江市野原町119番地
木村 滋 松江市岡本町877番地
能海 広明 松江市野原町148番地

2 就任年月日

平成20年 3月30日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

板垣 亨 松江市西忌部町960番地
坂本 悦朗 松江市乃木福富町552番地
石川 修一 松江市大草町536番地 2
持田 好弘 松江市東津田町1721番地
後藤 暁一 松江市八幡町397番地
山本 弘夫 松江市菅田町51番地
小草 通男 松江市坂本町227番地
安達 惇 松江市上本庄町915番地
松本 英雄 松江市西尾町56番地
加藤 滋夫 松江市上大野町600番地
小林 節夫 松江市秋鹿町3382番地
藤田 恭一 松江市古志町331番地 1
福田 安信 松江市下佐陀町590番地
松浦 嘉昭 松江市黒田町255番地
伊藤 忠志 松江市南平台26番15号

監事

広江 喬 松江市大庭町969番地11
岩成 正信 松江市福原町414番地
井原 培成 松江市西浜佐陀町181番地 1
能海 広明 松江市野原町148番地

島根県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

鹿足郡吉賀町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 茅原 忠夫 鹿足郡吉賀町真田1678番地 2
- 柿永 功男 鹿足郡吉賀町柿木村大野原386番地
- 河上 武雄 鹿足郡吉賀町幸地570番地
- 見川 哲幸 鹿足郡吉賀町抜月989番地 2
- 金川富士雄 鹿足郡吉賀町沢田521番地
- 吉谷 重信 鹿足郡吉賀町田野原1014番地 7
- 齋藤 尚介 鹿足郡吉賀町柿木村福川377番地
- 小田 善史 鹿足郡吉賀町柿木村柿木311番地
- 吉村 一夫 鹿足郡吉賀町朝倉928番地
- 石井 政信 鹿足郡吉賀町柿木村下須535番地

監事

- 松蔭 茂 鹿足郡吉賀町六日市282番地
- 三浦 一美 鹿足郡吉賀町柿木村福川1020番地

2 就任年月日

平成20年4月1日

島根県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八束郡東出雲町土地改良区の定款変更を平成20年4月30日付けで認可した。

平成20年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	完了年月日
奥出雲町	加食東地区客土事業（基盤整備促進事業）	平成20年3月25日

島根県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	完了年月日
浜田市土地改良区	美川北地区農道整備事業(基盤整備促進事業)	平成19年 3 月22日
浜田市土地改良区	美川北地区ほ場整備事業(基盤整備促進事業)	平成19年 3 月26日

島根県告示第427号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 5 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町原田小杉2412から2414まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第428号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年 5 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町上田60、70、71、71 - 1、72 - 5、337 - 2、338から400まで、3483、3484 - 1、3487、3490 - 1、3506 - 1、3669、3670 - 1、3670 - 2、3673、3674 - 2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第429号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町紙祖口208 - 1、口208 - 2、口770 - 2、口770 - 3、口770 - 5、口770 - 6、口771、口772 - 1から口772 - 4まで、口773、口774 - 1、口774 - 3、口774 - 内1、口775から口777まで、口777 - 続1、口778 - 内1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第430号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
松江市	平成16年度～19年度	18枚	1冊	東川津 地区	平成20年5月1日
松江市	平成16年度～19年度	20枚	1冊	東川津 地区	平成20年5月1日
浜田市	平成18年度～19年度	51枚	1冊	折居7	平成20年5月1日
浜田市	平成18年度～19年度	79枚	1冊	木都賀	平成20年5月1日
浜田市	平成18年度～19年度	170枚	1冊	栃木	平成20年5月1日
安来市	平成18年度～19年度	26枚	2冊	赤江1	平成20年5月1日

島根県告示第431号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成20年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

簸川郡斐川町大字莊原町2200番 8

2 道路の幅員

6.00メートル

3 道路の延長

38.12メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝及び金属プレート境界標により標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成20年 4月28日 第 1号

備考

別紙図面は、出雲県土整備事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第432号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例43号）第 5 条第 1 項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第 3 項の規定により告示する。

平成20年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定年月日	指定番号	住 所 及 び 氏 名	売 り さ ば き 場 所
平成20年 5月 1日	972	松江市殿町 8 番地 3 財団法人 しまね国際センター 理事長 有馬 毅一郎	松江市殿町 8 番地 3 財団法人 しまね国際センター

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づき、平成20年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成20年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習の対象者

- (1) 平成19年 4月 1 日以降に危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった危険物取扱者（平成18年 4月 1 日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成17年 4月 1 日から平成18年 3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 講習科目及び時間

- (1) 2(1)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで

(2) 2(2)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	13時00分から14時00分まで
危険物の火災予防に関する事項	14時00分から16時00分まで

4 講習の期日及び場所等

(1) 2(1)に該当する者

月 日	開 催 地	会 場
6月25日(水)	隠岐の島町	隠岐島文化会館
7月8日(火)	松江市	テクノアークしまね
7月16日(水)	出雲市	出雲市民会館
8月28日(木)	益田市	ジャストホール
8月29日(金)	浜田市	いわみーる
9月3日(水)	安来市	島根県東部地域職業訓練センター
10月22日(水)	大田市	あすてらす
11月18日(火)	松江市	テクノアークしまね

(2) 2(2)に該当する者

月 日	開 催 地	会 場
6月24日(火)	隠岐の島町	隠岐島文化会館
7月8日(火)	松江市	テクノアークしまね
7月16日(水)	出雲市	出雲市民会館
8月28日(木)	益田市	ジャストホール
8月29日(金)	浜田市	いわみーる
9月3日(水)	安来市	島根県東部地域職業訓練センター
10月22日(水)	大田市	あすてらす
11月18日(火)	松江市	テクノアークしまね

5 受講申請

(1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、県民センター及び県民センター各事務所

(2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請」と朱書きすること。

(3) 受付期間

各開催日10日前まで

(4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付すること。

6 問合せ先

〒690 - 8501

松江市殿町 1 島根県庁 7 F

島根県危険物保安協会連合会

(電話0852 - 22 - 6752)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 5月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
山崎英志後援会	上代 潔	舟木 忠夫	雲南市大東町仁和寺1962 - 3

島根県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 5月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党加茂支部	主たる事務所の所在地	雲南市加茂町南加茂586	雲南市加茂町加茂中1249 - 1
自由民主党布施村支部	代 表 者	安部 正道	鍛 剛
	会計責任者	山口 賀久	川上 義人
	主たる事務所の所在地	隠岐郡隠岐の島町布施433	隠岐郡隠岐の島町卯敷 6
自由民主党匹見町支部	代 表 者	山崎 一美	藤谷 一剣
	会計責任者	寺戸 五三雄	渡辺 勲
自由民主党江津支部	代 表 者	藤間 恵一	田中 健二
	主たる事務所の所在地	江津市都野津町2277 - 19	江津市渡津町568
自由民主党松江支部	代 表 者	後藤 皖一	浅野 俊雄
自由民主党海士町支部	代 表 者	亀谷 潔	高松 照佳
	主たる事務所の所在地	隠岐郡海士町大字福井1331 - 1	隠岐郡海士町大字福井387 - 2
	代 表 者	小沢 秀多	梅木 敬弘

自由民主党美保関町支部	会計責任者	中村 敏之	梅木 敬弘
	主たる事務所の所在地	松江市美保関町笠浦840 - 2	松江市美保関町万原702
自由民主党島根町支部	会計責任者	奥村 彰	山田 邦晴
自由民主党島根県たばこ販売支部	会計責任者	大島 かおる	村上 裕美
	主たる事務所の所在地	浜田市田町1467	松江市南田町124 - 9
自由民主党吉田支部	代 表 者	堀江 眞	岡田 盛行
自由民主党三隅支部	代 表 者	吉田 千昭	河野 利治
	会計責任者	山田 義喜	吉田 千昭
	主たる事務所の所在地	浜田市三隅町古市場295 - 1	浜田市三隅町向野田646 - 3
自由民主党島根県農林水産業振興会議支部	代 表 者	森口 修治	高木 賢一
	会計責任者	山根 誠司	多久和 宏
日本共産党島根県中部地区委員会	代 表 者	後藤 勝彦	佐々木 洋子
	会計責任者	高見 俊明	後藤 由美
自由民主党21世紀島根をつくる会	代 表 者	榎並 俊男	福田 清実
	主たる事務所の所在地	松江市乃木福富町733 - 41	出雲市十六島町443
自由民主党鹿島町支部	代 表 者	来間 芳章	橋本 敏光
	会計責任者	田中 雅裕	来間 芳章
自由民主党羽須美村支部	会計責任者	大江 貢	日高 亘
自由民主党仁摩町支部	代 表 者	石橋 秀利	藤間 元康
	主たる事務所の所在地	大田市仁摩町仁万572	大田市仁摩町宅野150
民主党島根県第2区総支部	会計責任者	珍部 芳裕	米山 広志
自由民主党斐川支部	会計責任者	中林 信夫	黒田 充

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
松原義生後援会	主たる事務所の所在地	益田市下本郷町221 - 7	益田市下本郷町69 - 1
全日電工連政治連盟島根県支部	会計責任者	萩原 朱美	松下 玲子
角ともこ後援会(とまちゃんクラブ)	会計責任者	持田 幸子	中川 博子
はつらつ島根をつくる会	会計責任者	持田 幸子	中川 博子
板倉一郎後援会	主たる事務所の所在地	出雲市天神町522 - 2	出雲市小山町225
弘中英樹後援会	会計責任者	豊田 哲成	安達 茂博

大久保ごろう後援会	主たる事務所 の所在地	益田市久城町1121 - 94	益田市久城町417 - 18
森脇悦朗後援会	会計責任者	森脇 純子	益子原 誠
斎藤菊市後援会	代 表 者	杉山 勝利	勝部 裕幸
	主たる事務所 の所在地	松江市東津田町1933 - 4	松江市母衣町115
門脇誠三後援会	会計責任者	池田 幸雄	小室 年雄
	主たる事務所 の所在地	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の一 8 - 2	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四43 - 2
石橋ふじお後援会	会計責任者	石塚 博	遠藤 志伸
成相安信後援会	主たる事務所 の所在地	出雲市天神町515	出雲市塩冶有原町 6 - 45
島根県農業者政治連盟	会計責任者	森口 修治	高木 賢一
島根県商工政治連盟	会計責任者	金築 孝	岡田 昌平
	主たる事務所 の所在地	松江市黒田町606 - 5	松江市大正町430
珍部よしひろ後援会	会計責任者	珍部 要	三原 京子
	主たる事務所 の所在地	出雲市塩冶町452 - 4	出雲市塩冶町1801 - 9
日本共産党長原富夫後援会	会計責任者	長原 京子	長原 徳夫

島根県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第 3 項の規定により告示する。

平成20年 5 月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名	称	解散年月日
自由民主党島根県介護家政事業支部		平成20年 2 月29日

2 その他の政治団体

名	称	解散年月日
内田いくお後援会		平成19年12月15日
組嶽延男後援会		平成19年12月31日
多伎町景山俊太郎後援会		平成19年12月31日
多伎町澄田信義後援会		平成19年12月31日
段本幸男島根後援会		平成20年 2 月14日
志士の会		平成20年 3 月14日
石橋大吉後援会		平成20年 3 月14日
黒田充後援会		平成19年12月31日

玉翔会	平成20年3月21日
青山真一郎後援会	平成20年3月17日
右田明後援会	平成20年3月25日
小野卓也後援会	平成18年3月10日
内田たかしを育てる会	平成19年12月25日
内田たかし後援会	平成19年12月25日
瀬尾宏美後援会	平成19年12月31日
石井みどり島根県後援会	平成20年3月31日

島根県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成20年5月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
石橋 操	衆議院議員	志士の会	松江市中原町14	石橋 操
内田 敬	島根県議会議員	内田たかしを育てる会	八束郡東出雲町大字揖屋町667 - 1	内田 敬
黒田 充	斐川町議会議員	黒田充後援会	簸川郡斐川町大字莊原町2296 - 10	黒田 充

正 誤

平成20年5月2日付け島根県報号外第77号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	平成18年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容の表中	同食堂が利用人数を制限しているほか	同食堂が利用者の定員を設けており予約者が定員に達しない場合は閉鎖されるほか